

ま え が き

本年3月9日、文部科学省は、学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、同日付けをもって、新しい高等学校学習指導要領を告示しました。

新学習指導要領は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、「生きる力」をはぐくむ具体的な手立てとして、①改正教育基本法を踏まえた教育内容の改善を行うこと、②学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得や、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成、及び学習意欲の向上を図ること、③豊かな心と健やかな身体をはぐくむために、道德教育や体育を充実することといった基本的な考え方に基づき改訂されたものであります。

この新学習指導要領に基づく教育課程は、平成25年度の入学生から年次進行で実施されますが、総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動については平成22年度から実施するなどの移行措置が講じられることとなっております。

こうしたことから、本年度の手引には、学習指導要領改訂の基本的な考え方や内容、移行期間の特例措置等についての説明を掲載することとしました。

各学校において、本手引が十分に活用され、それぞれの地域や学校の実態に応じた創意工夫あふれる教育課程が編成・実施されるよう願っております。

平成21年11月

北海道教育庁学校教育局高校教育課長

西 崎 毅